

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から変更の届出があったので公示する。

令和8年3月13日

茨城県知事 大井川 和彦

所在地の変更（精神通院医療）

名称	所在地	担当する医療の種類	変更内容			変更年月日
			変更事項	変更後	変更前	
マイナース茨城	取手市井野台5丁目4-14	訪問看護	医療機関等所在地	つくばみらい市下長沼1024	取手市井野台5丁目4-14	令和8年3月1日